

自立活動について

(1) 目標

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

(2) 授業時数

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うとともに、自立活動の時間を設けて行うこととしている。自立活動の時間を設けた指導に係る授業時数は、児童生徒の障害の状態に応じて適切に定めるものとしている。

(3) 内容と構成

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を六つの区分の下に分類・整理し区分ごとに3～5項目、計26の項目が示されている。

自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒の実態等に応じて必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。

	(4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

(4) 具体的な指導内容の設定

児童：小学部第1学年

障害名等：肢体不自由（脳性まひ）、知的障害（知的発達レベル：0歳6か月未満）

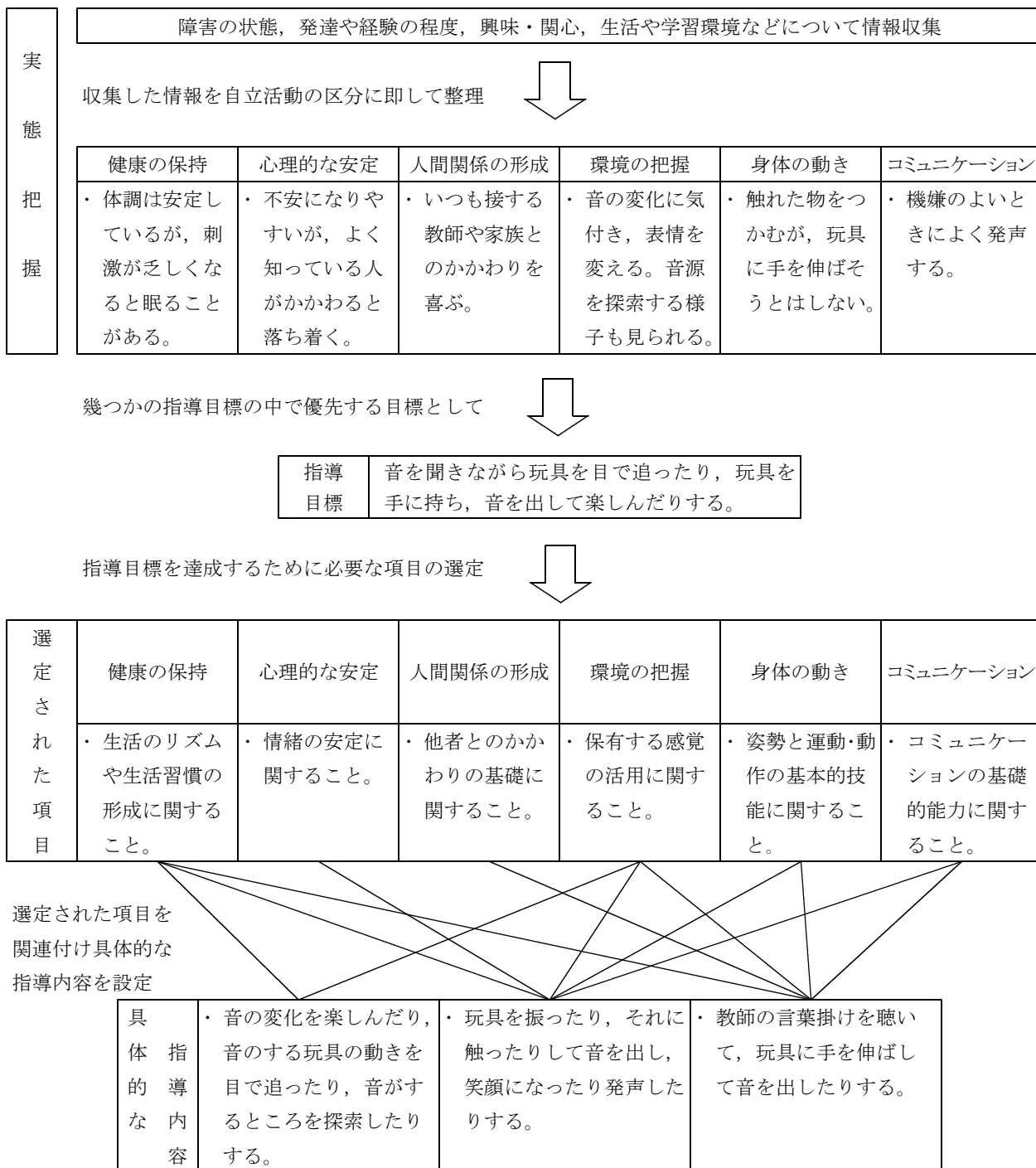


図1 具体的な指導内容の例（障害が重度で重複している児童）

生徒：高等部第3学年

障害名等：聴覚障害

実 態 把 握	障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，生活や学習環境などについて情報収集
	収集した情報を障害による
	学習上又は生活上の困難の視点から整理
	- 口話でコミュニケーションができるが，サ行音が曖昧あいまいになってきている。 - 積極的に周囲とのかかわりをもつことができる。 - 手話も使えるが，補聴器を活用している。 - 卒業後の職場でのコミュニケーションに不安を抱いている。

幾つかの指導目標の中で優先する目標として

指導 目標	- サ行音の明瞭度りょうどを上げるなどして，相手に聞き取りやすい発音・発語ができるようにし，会話に自信をもたせる。 - 積極的に周囲と会話する意欲を喚起する。
----------	---

指導目標を達成するために必要な項目の選定

選 定 さ れ た 項 目	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	・ 集団への参加の基礎に関すること。	・ 保有する感覚の活用に関すること。		・ 言語の受容と表出に関すること。

選定された項目を

関連付け具体的な指導内容を設定

具 体 的 な 指 導 内 容	- サ行音の発音要領を思い出し，できるだけ正しい発音ができるようにする。 - サ行音を含む言葉（語頭，語中，語尾）の発音明瞭度りょうどを上げる。	- 職場の様々な場面で用いられる表現（あいさつ，慣用句，用語）などを知る。 - 相手と積極的にコミュニケーションができるようになるための素地（心構えなど）を養う。	- 職場では，場面や内容によっては，筆談や手話を用いるなどして，正確なコミュニケーションが必要なことに気付かせる。 - 分からないことを自分から尋ねることができるようにし，職場での会話への意欲を喚起する。
--------------------------------------	--	--	---

図2 具体的な指導内容の例（高等部に在籍する聴覚障害のある生徒）

(5) 専門の医師等との連携協力

自立活動の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等との連携協力を図り、適切な指導を行っている。

(6) 自立活動の評価

個別の指導計画に基づく自立活動の指導が、個々の幼児児童生徒の指導の目標（ねらい）に照らしてどのように行われ、幼児児童生徒がその指導の目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにする。

指導の結果や幼児児童生徒の学習状況を評価するに当たっては、指導の目標を設定する段階において、幼児児童生徒の実態に即して、どのような場面を想定するか、どのような方法を用いることができるかなど、幼児児童生徒の具体的な行動や観察できる状態として評価が可能になるよう工夫することが必要。

児童生徒指導要録における、特別支援学校小学部・中学部・高等部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

(7) 前回改訂における主な改善点

- 自立活動の目標について、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。
- 新たに「人間関係の形成」という区分を設け、6項目26区分とした（従前は5項目22区分）。
- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」、「他者の意図や感情の理解に関すること。」、「自己の理解と行動の調整に関すること。」、「集団への参加の基礎に関すること。」、「感覚や認知の特性への対応に関すること。」の5項目を新たに追加した。
- 指導計画の作成と内容の取扱いについて、次の事項を示すこととした。
 - ・ 個別の指導計画の作成についてより一層の理解を促すため、幼児児童生徒の実態の把握、指導の目標（ねらい）の設定、具体的な指導内容

の設定、評価等についての配慮事項をそれぞれ示す。

- ・ 自立活動の指導の実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするため「児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。」を新たに規定。
- ・ 具体的な指導内容を設定する際の配慮事項として、児童生徒の主体的な活動を一層進めるとともに児童生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが重要であることから、「個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。」を新たに示す。

